

特定番号通知機能

使用説明書

加入
電話

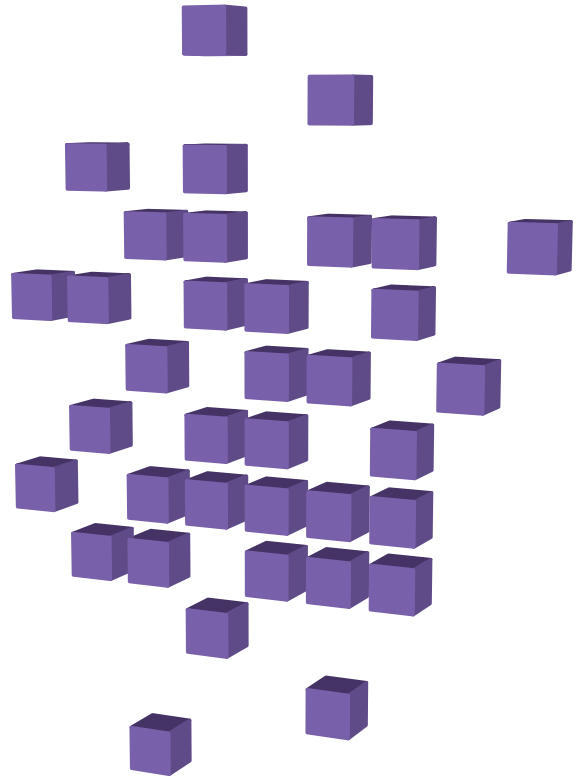
ISDN

お問い合わせ

「116」

※携帯電話からは「0120-116000」

営業時間:午前9時～午後5時 年中無休(年末年始を除きます)



目次

特定番号通知機能とは 2

加入電話をご利用のお客さま

特定番号通知機能 3

INSネットをご利用のお客さま

特定番号通知機能 7

その他

「発信者個人情報保護ガイドライン」について... 9

サービス利用マーク 10

特定番号通知機能とは

加入電話をご利用の場合

フリーアクセス等の番号の通知については、「特定番号通知機能」のお申し込みが必要です。

フリーアクセス等の契約回線を含む、同一代表群内のいずれからかけた場合でも、かけた相手の方にフリーアクセス等の番号を通知します。通知できる番号は、同一代表群内で契約しているフリーアクセス等の番号です。機能の開始（フリーアクセス等の番号の通知）および停止（契約者回線番号の通知）は、回線ごとにお客さまで自身で操作していただきます。

月額使用料：110円／回線
工事費：2,200円／回線

INSネットをご利用の場合

フリーアクセス等の番号の通知については、「特定番号通知機能」のお申し込みが必要です。

フリーアクセス等の契約回線、または代表親番号がフリーアクセス等を契約している代表群内、または同一ダイヤルイン群内の回線からかけた場合に、フリーアクセス等の番号を通知します。ご利用にあたっては、通信機器への設定も必要です。お客さまによる機能の開始／停止の操作はありません。

月額使用料：110円／回線
（その回線から通知するフリーアクセス等の番号が複数あるときは、そのフリーアクセス等の番号ごと）
工事費：2,200円／回線
（その回線から通知するフリーアクセス等の番号が複数あるときは、そのフリーアクセス等の番号ごと）

※工事費は、工事内容により異なります。

※月額使用料、工事費については、サービス毎の消費税込みの総額を併記しています。複数のサービスをご契約の場合は、お手元で計算された金額と実際の請求金額が異なることがあります。

〈加入電話をご利用のお客さま〉

■特定番号通知機能

フリーアクセス等の契約回線を含む、同一代表群内のいずれからかけた場合でも、かけた相手の方にフリーアクセス等の番号を通知します。通知できる番号は、同一代表群内でご契約いただいているフリーアクセス等の番号です。

※代表親番号がフリーアクセス等の契約をしていれば、代表子番号がフリーアクセス等の契約をしていなくてもフリーアクセス等の番号を通知します。(回線ごとに特定番号通知機能のお申し込みが必要です。)

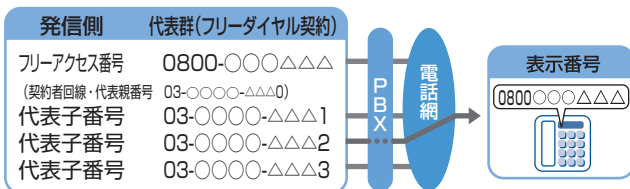
特定番号通知機能で通知できるサービス番号

- NTT東日本の提供するフリーアクセス(0800、0120)
- NTT東日本以外の通信事業者が提供する着信課金サービス等のサービス番号(0800、0120、0570)*

※通信事業者により提供可否が異なります。

通知例

「特定番号通知機能」をご利用いただき、フリーアクセス 0800-〇〇〇△△△番を含む、子番号△△△2番を使用して発信した場合

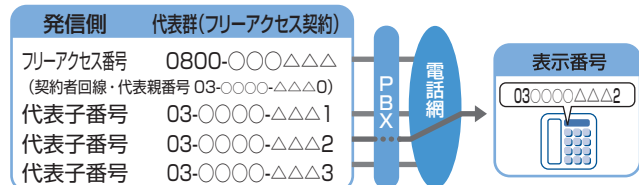


参考

「特定番号通知機能」をご利用いただくにフリーアクセス等の契約回線を含む、同一代表群の番号から発信した場合、フリーアクセス等の契約回線を含む、同一代表群のいずれからかけた場合でも、かける際に使用した契約者回線番号を相手の方に通知します。

通知例

フリーアクセス0800-〇〇〇△△△番を含む、同一代表群内の子番号△△△2番を使用して発信した場合



※フリーアクセス契約回線から発信した場合であっても、フリーアクセス番号を通知しません。

※ 1 3 5 等は電話機のボタンを示しています。

特定番号通知機能の操作手順

- 機能の開始(フリーアクセス番号等の通知)および停止(契約者回線番号の通知)は、回線ごとにお客さまで自身で操作していただきます。
- 契約時は停止状態です。

① 受話器をあげて 1 3 5 をダイヤル。

ガイダンス

「現在、このサービスは[開始／停止]しています。
サービスの停止は数字の 0、サービスの開始は
数字の 1 を押してください。」

※ガイダンスが流れる前に 0、1 をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。

※ガイダンスの途中でも 0、1 どちらかのダイヤル操作を行えば、ガイダンスを聞かずに、次の操作を行うことができます。

開始するとき

② 1 をダイヤル。

ガイダンス

「サービスを開始
いたします。」

停止するとき

② 0 をダイヤル。

ガイダンス

「サービスを停止
いたしました。」

③ 設定完了。電話をお切りください。

※操作中のガイダンスはそれぞれ2回流れます。

※操作はプッシュ回線・ダイヤル回線共にご利用可能ですが、ダイヤル回線でプッシュ式電話機を接続してご利用の場合で、PB信号を送出する設定となっている場合はご利用いただけません。(PB信号を送出しないように設定変更をしてください。)

※「特定番号通知機能」の開始／停止の操作には通話料金はかかりません。

※「特定番号通知機能」の停止時は、契約者回線番号が通知されます。

他のネットワークサービスと併せて ご利用いただく場合の留意事項

■短縮ダイヤル

- 「短縮ダイヤル」による発信時も、「特定番号通知機能」で設定[開始／停止]された条件で番号通知を行います。

■代表番号通知機能

- 「特定番号通知機能」を開始設定している場合はフリーアクセス番号等を、停止している場合は代表番号を通知します。

■ボイスワープ、ボイスワープセレクト

- 「特定番号通知機能」の設定[開始／停止]の番号135は転送先リストに登録することはできません。また、応答後転送における転送先としてダイヤルできません。「ボイスワープ」、「ボイスワープセレクト」契約者が「特定番号通知機能」をご契約された場合でも、転送先に通知する転送元電話番号は契約者回線番号です。

■キャッチホン

- 「特定番号通知機能」の開始／停止の操作中は、「キャッチホン」の割込みは入りません。

提供条件

- 「特定番号通知機能」をご契約いただけるのは、加入電話、INSネットをご利用のお客さまです。小型ピンク電話、着信用電話、支店代行電話、公衆電話、有線放送電話接続電話、臨時電話ではご利用いただけません。

- 「代表番号通知機能」とは重複契約できます。

- 「ダイヤルイン任意番号通知機能」とは重複契約できません。

- ご契約いただけるのは、通常通知(通話ごと非通知)の回線に限ります。

- 「ダイヤルイン」、「テレドーム(IP側)*」および「ノーリング通信サービス(センター側)」などとの重複契約はできません。ただし、「ノーリング通信サービス(利用者側)」についてはご契約いただけます。

*NTTコミュニケーションズ(株)の提供商品です。

- 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときは、「開始」の設定が初期状態(「停止」)となる場合があります。その場合、ご利用時にお客さまにより再度「開始」の設定をしていただく必要があります。

〈INSネットをご利用のお客さま〉

■特定番号通知機能

フリーアクセス等の契約回線、またはフリーアクセス等の契約をしている代表群内、または同一ダイヤルイン群内の回線からかけた場合に、フリーアクセス等の番号を通知します。加入電話同様、月額使用料、工事費が必要で、通信機器に発信電話番号通知の設定が必要です。ただし、お客さまによる開始／停止の操作 **1** **3** **5** は不要です。

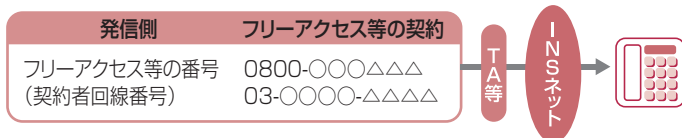
※通信機器での「発信電話番号通知」の設定については各メーカーにご確認ください。

特定番号通知機能で通知できるサービス番号

- NTT東日本の提供するフリーアクセス(0800、0120)
- NTT東日本以外の通信事業者が提供する着信課金サービス等のサービス番号(0800、0120、0570)※

※通信事業者により提供可否が異なります。

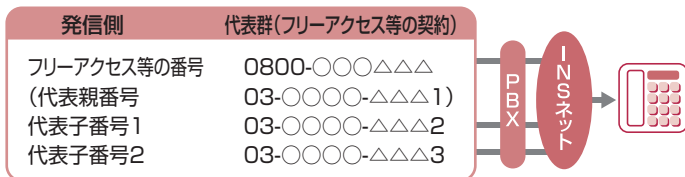
(1) 単独回線をご利用の場合



フリーアクセス等の番号を通信機器から通知(通信機器に設定)することで、フリーアクセス等の番号を相手の方へ通知します。通信機器からフリーアクセス等の番号が通知されない(通信機器に設定していない)場合は、契約者回線番号を通知します。

通信機器に設定している番号			通知される番号
フリーアクセス等の番号を設定	0800-○○○△△△	フリーアクセス等の番号を通知	0800-○○○△△△
契約者回線番号を設定	03-○○○○-△△△△	契約者回線番号を通知	03-○○○○-△△△△
番号の設定なし	—	契約者回線番号を通知	03-○○○○-△△△△

(2) 代表機能をご利用の場合



代表群内において、特定番号通知機能を契約している回線から発信した場合には、フリーアクセス等の番号を通信機器から通知(通信機器に設定)することで、かけた相手の方にそのフリーアクセス等の番号を通知します。通信機器からフリーアクセス等の番号が通知されない(通信機器に設定していない)場合は、契約者回線番号(代表機能をご利用の場合は代表親番号)を通知します。

発信時に使用する回線	通信機器に設定している番号		通知される番号
代表親回線 (特定番号通知機能契約あり)	フリーアクセス等の番号を設定 0800-○○○△△△	フリーアクセス等の番号を通知	0800-○○○△△△
代表子回線1 (特定番号通知機能契約あり)	フリーアクセス等の番号を設定 0800-○○○△△△	フリーアクセス等の番号を通知	0800-○○○△△△
代表子回線2 (特定番号通知機能契約なし)	フリーアクセス等の番号を設定 0800-○○○△△△	代表親番号を通知	03-○○○○-△△△1

※回線ごとに「特定番号通知機能」のお申し込みが必要です。
 ※フリーアクセス等の番号を通知するには、通信機器(PBX、ビジネスホン等)にフリーアクセス等の番号を設定、通知する機能が必要です。
 ※加入電話の「特定番号通知機能」利用時に必要な開始／停止のお客さま操作 **1** **3** **5** は不要です。

■「発信者個人情報保護ガイドライン」について

総務省(旧郵政省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。総務省(旧郵政省)は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

■発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1.目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2.定義

(1)発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。

(2)事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3)記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3.発信者個人情報の記録の制限等

- (1)事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3)事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4.発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5.発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1)発信者が外部への提供について同意した場合
- (2)法令の規定により提供が求められた場合

6.不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7.発信者個人情報の適正管理

- (1)事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8.事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1)事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあって、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

■サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

[広告使用例]

ピザ配達用のオーダーは下記の電話番号へ

03-〇〇〇〇-△△△△

受付時間/午前9:00～午後9:00(月・祝日を除く)

D 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

[名刺使用例]

〇〇商事

営業第一本部

〇野 △夫

〒163-8019 東京都新宿区西新宿3-19-2
(03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

D 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

D 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。